

健康保険の被扶養者

健康保険では、本人（被保険者）だけでなく、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。被保険者の収入によって生活している家族は「被扶養者」として健康保険の給付を受けることができます。また、健康保険の被扶養者になるのには、法律等で決まっている一定の条件を満たす必要があります。

被扶養者の範囲

健康保険の被扶養者の範囲は、被保険者からみて 3 親等内の親族です。被保険者と同一世帯でなくてもよい人と、同一世帯であることが条件の人がいます。

●被保険者と同居でも別居でもよい人

- ①配偶者（内縁でもよい） ②子、孫 ③兄弟姉妹 ④父母などの直系尊属

●被保険者と同居が条件の人

- ①上記以外の三親等内の親族 ②被保険者の内縁の配偶者の父母および子
③内縁の配偶者死亡後の父母および子

被扶養者の認定基準

- 1 被保険者にその家族を扶養するべき義務または理由があること
- 2 被保険者は、その家族の生活費のほとんどを主として負担していること
- 3 被扶養者の収入は、被保険者の年収の 1/2 未満であることであり
 - ① 被保険者と同居している場合
年間 130 万円未満で月額換算 108,333 円未満
60 歳以上または障がい者の場合は年間 180 万円、月額換算 150,000 円未満である
 - ② 被保険者と別居している場合
年間 130 万円未満で月額換算 108,333 円未満
60 歳以上または障がい者の場合は年間 180 万円、月額換算 150,000 円未満であるかつ年間収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと
- 4 夫婦が共働きで子供を扶養する場合、年間収入の多い方が扶養すること
- 5 その家族の優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること
※優先扶養義務者とは
⇒その家族の「配偶者」、その家族が母の場合は「父」
兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」・「子」等
- 6 その家族は日本国内に住所を有していること。もしくは国内居住の例外に該当し日本国内に生活の基準があると認められること。

収入の算出方法と注意

- 1 被扶養者となる方の収入は、所得金額ではなく、税金控除前の総収入金額で判断します。
(賞与・通勤交通費を含む)
- 2 失業給付受給中は失業給付の受給待機期間を除いては、認定できません。
(基本手当日当額 3,612 円以上の場合)
- 3 認定基準日は、異動申請日より 30 日以内に健保組合が書類を受理した場合は申請日が認定基準日になりますが、30 日を超えて受理した場合は、健保組合の書類受理日が認定基準日になります。
(出生の場合は、誕生日までさかのぼります。)
- 4 公的書類で証明できない事実に関しては、被保険者より、被扶養者申請申告書で現状や扶養に入れなければならない理由を申告頂く必要があります。

仕送り基準

家族が別居している場合は、被保険者がその家族へ毎月定期的に最低送金額以上の仕送りを行っていることが認定の基準となります。

被扶養者一人につき、年間 60 万円以上を金融機関によって送金する必要があります。原則として 3 ヶ月を経過した時点で、3 ヶ月の送金証明をもって認定されます。毎月の送金に賞与を併用するときは、賞与の送金額が年間送金額の 1/2 を超えないものとします。

なお、被保険者からの仕送り金額より、当該家族の収入が多い場合は、認定対象外になります。

※仕送り最低送金額 (1 人につき)

60 歳未満の場合⇒50,000 円/月

60 歳以上の場合⇒70,000 円/月 (対象者が 2 人の場合は倍額)

仕送り証明書

「依頼人名 (被保険者)」「受取人 (被扶養者)」「金額」「振込日」が記載された送金記録 (金融機関の送金票・通帳コピー等) の直近 3 ヶ月分

※手渡しや、家賃・水道光熱費等の代理払いは認められません。